

神戸町データヘルス計画  
(第2期)

平成30年度～平成35年度

平成30年3月

神戸町

# 神戸町データヘルス計画

## 目次

第1章 データヘルス計画の基本的事項	1
1. 計画の背景・趣旨・目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
第2章 地域の特性と課題	3
1. 人口の状況	
2. 介護の状況	
3. 医療	
4. 疾病の発生状況	
5. 特定健康診査・特定保健指導	
6. 特定健康診査有所見者	
7. 生活習慣	
第3章 これまでの取り組み（既存の保健事業）	20
1. 保健事業の現状	
2. 前期計画（平成29年度の単年計画）の実施結果	
第4章 計画の目的、目標	24
1. 目的・目標	
2. 重点的に取り組む健康課題の根拠	
3. 地域包括ケアに係る取組	
第5章 保健事業の実施内容	25
1. 対象者・内容・方法	
2. 評価方法・目標値	
3. 計画の見直し	
第6章 その他	28
1. 計画の公表・周知	
2. 個人情報の保護	
3. 計画策定にあたっての留意事項	

## 第 1 章

---

---

# データヘルス計画の基本的事項

---

---

# 第1章 データヘルス計画の基本的事項

## 1. 計画の背景・趣旨・目的

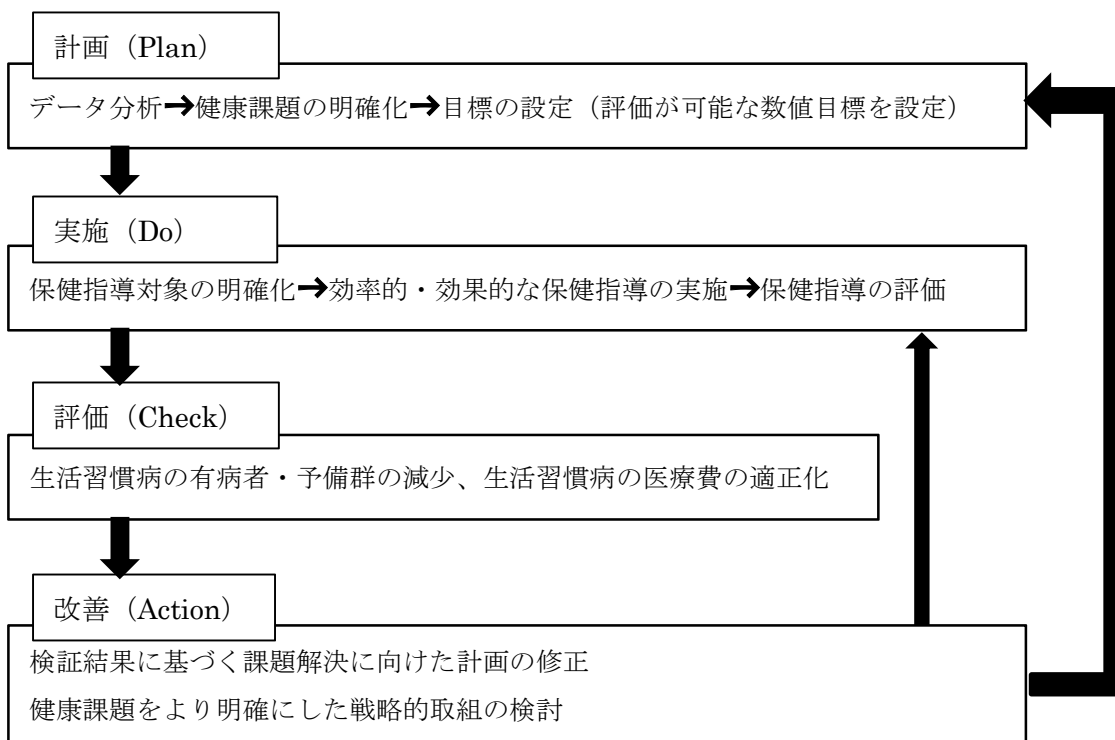
特定健康診査・特定保健指導の実施は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年度から各医療保険者に義務付けられました。このため、本町では同年に「神戸町特定健康診査等実施計画」を策定し、被保険者の健康増進、医療費の適正化を目指し取り組みを行ってきました。策定以来、特定健康診査受診率は50%前後を推移しているものの、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加しており、生活習慣病関連の医療費も増加し続けています。

そのような中、平成26年3月「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正により、保険者は、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施・評価・改善等が求められることになりました。

この保健事業の実施計画（データヘルス計画）は、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が特定健診等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用し効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることとしています。

そこで、神戸町国民健康保険の保険者である神戸町は、国保データベースシステム（KDB）等を活用して被保険者の健康課題を抽出し、より効果的な保健事業を構築するための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定します。

### ■保健事業のPDCAサイクル



本計画は、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」）に示された基本方針を踏まえるとともに、「岐阜県健康増進計画（第3次ヘルスプランぎふ21）」や「神戸町健康増進計画（神戸町すこやかプラン21）」、岐阜県医療費適正化計画、安八郡介護保険事業計画で用いた評価指標を用いるなど、それぞれの計画との整合性を図ります。

なお、「神戸町特定健康診査等実施計画」は保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、本計画と一体的に策定します。

### 3. 計画の期間

計画の期間については、関係する計画との整合性を図るため、保健事業実施指針第4の5において、「特定健診等実施計画及び健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」としています。また、神戸町健康増進計画（神戸町すこやかプラン21）は平成30～34年度まで、神戸町特定健康診査等実施計画（第3期）は平成30～35年度となっているため、本計画は平成30～35年度までの6年間とします。

#### ■各計画の期間

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
					神戸町健康増進計画（すこやかプラン21）（平成30～34年度）					
					第3期 神戸町特定健康診査等実施計画（平成30～35年度）					
					本計画 （平成29年度） 第2期 神戸町データヘルス計画（平成30～35年度）					

※平成35年度まで計画を延長。次期計画は平成36年度より実施予定

### 4. 実施体制・関係者連携等

本計画は、国民健康保険担当課が主体となり保健衛生部局と連携し策定します。

また、岐阜県後期高齢者医療広域連合、安八郡広域連合、生活保護担当部局、町財政部局との連携や安八郡地域医療連絡協議会において外部有識者である学識経験者、医師会、歯科医師会、薬剤師会など被保険者の健康保持増進に関わる保健医療関係者と協力し、十分連携を図ります。